

千葉県報

号外
令和7年5月27日

主要目次

○ 教育委員会規則	公立学校職員の退職手当に関する給与規則の一部を改正する規則	一
○ 人事委員会規則	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 訓令	千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	一
○ 千葉県道路監理員設置規程の一部を改正する訓令	千葉県道路監理員設置規程の一部を改正する訓令	一
○ 企業局訓令	千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	二
○ 病院局訓令	千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	二

教育委員会規則

公立学校職員の退職手当に関する給与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年五月二十七日

千葉県教育委員会規則第十二号

公立学校職員の退職手当に関する給与規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する給与規則（昭和二十九年千葉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第二十二号様式から第二十四号様式までの規定中「淋瀝」を「苜淋瀝」に改める。

附則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十七日

千葉県人事委員会規則第二十三号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十号様式から第二十二号様式までの規定中「淋瀝」を「苜淋瀝」に改める。

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

訓

令

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年五月二十七日

千葉県訓令第十一号

千葉県知事 熊谷 俊人

本庁
出先機関

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県職員人事事務取扱規程（昭和五十三年千葉県訓令第十八号の二）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「淋瀝」を「苜淋瀝」に改める。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日前に知事に提出された改正前の千葉県職員人事事務取扱規程別記第三号様式による誓約書については、改正後の千葉県職員人事事務取扱規程別記第三号様式による誓約書とみなす。

千葉県道路監理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年五月二十七日

千葉県訓令第十二号

千葉県知事 熊谷 俊人

県土整備部
土木事務所

千葉県道路監理員設置規程の一部を改正する訓令

千葉県道路監理員設置規程（昭和三十八年千葉県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「淋瀝」を「苜淋瀝」に改める。

附則

この訓令は、令和七年六月一日から施行する。

企業局訓令

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年五月二十七日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局訓令第一号

本局
出先機関

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県企業局職員人事事務取扱規程（昭和四十七年千葉県水道局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「淋瀝」を「苔淋瀝」に改める。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日前に千葉県企業局長に提出された改正前の千葉県企業局職員人事事務取扱規程別記第二号様式による誓約書については、改正後の千葉県企業局職員人事事務取扱規程別記第二号様式による誓約書とみなす。

病院局訓令

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年五月二十七日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局訓令第二号

本局
出先機関

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県病院局職員人事事務取扱規程（平成十六年千葉県病院局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「淋瀝」を「苔淋瀝」に改める。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日前に千葉県病院局長に提出された改正前の千葉県病院局職員人事事務取扱規程別記第四号様式による誓約書については、改正後の千葉県病院局職員人事事務取扱規程別記第四号様式による誓約書とみなす。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先